

保育の必要性の認定申請に関するFAQ【利用者・事業者向け】

(R1.7.1)

No.	事項	問	答
1	保育の必要性	「保育の必要性」とは何ですか。	保護者の就労や疾病などにより家庭で保育ができない場合を「保育の必要性」があると言えます。なお、保育の必要性の認定を受けるには、「保育の必要性」の事由に該当する必要があります。 ※「保育の必要性」の事由については、「施設等利用給付認定のしおり(新2号・新3号認定用)」をご覧ください。
2	保育の必要性の認定	保育の必要性の認定はどのような場合に受けることができますか。	「保育の必要性」の事由に該当し、利用する施設・事業や児童の年齢等により、教育・保育給付認定(2・3号認定)や施設等利用給付認定(新2・3号認定)を受けることができます。
3	無償化対象外	新2号または新3号認定を受けることで利用料が無償化されるということですか。	認定を受けても、届出のない認可外保育施設等を利用している場合は無償化の対象外となります。また、利用する施設・事業の組み合わせや利用内容によっては無償化とならない場合があります。
4	無償化の対象期間	3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	保育所等を利用する2号認定子どもについては、年度途中で満3歳になっても、翌年度4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料が無償となります。これは、就学前の障害児の発達支援においても同様です。 一方、幼稚園や認定こども園(1号)等を利用する子どもについては、満3歳になった日から無償化の対象となります。 ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等と同様に翌年度4月から無償化の対象となります。

No.	事項	問	答
5	追加認定	幼稚園や認定こども園の1号認定子どもが預かり保育事業を利用する場合、施設等利用給付の対象となるためには、別途、新2・3号の認定申請が必要になりますか。	1号認定を取得して幼稚園や認定こども園を利用している場合、預かり保育事業が無償化の対象となるためには、当該1号認定に加えて、新2号または新3号の認定が必要となります。
6	みなし認定	すでに2・3号認定を取得した子どもが認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、新2・3号認定が必要ですか。	すでに2・3号認定を取得して認可保育所等に入所できていない場合、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等の無償化について、新たな認定を申請する必要はありません。この場合、現在取得している2・3号認定を新2・3号認定とみなすこととしています。 なお、税更正により新3号認定の対象となる場合は、みなし認定の対象者であっても、保護者が居住する市町村に認定申請を行う必要があります(認定の効力は認定開始日からとなるため、遡及は行いません。)
7	みなし認定対象者への通知	上記みなし認定の対象となる場合、通知が届きますか。	みなし認定の対象者に対して、市から認定内容を通知する予定です。
8	認定事由	2・3号と新2・3号の認定基準は同じですか。また、保育の必要性の認定事由や考え方は同じですか。	新2・3号の認定基準や保育の必要性の認定事由、考え方は、基本的に2・3号と同じです。
9	認定事由	2・3号認定においては、保育の必要性に応じて保育標準時間・短時間に分けて認定されますが、新2・3号認定にはないのですか。	新2・3号認定には、保育標準時間・短時間の考え方はありません。

No.	事項	問	答
10	認定事由	保育の必要性の事由が「求職中」の場合、新2・3号の認定期間はどのようになりますか。	認定期間は、認定開始日から90日を経過する日が属する月の月末までとなります。なお、認定期間内に1日4時間以上かつ月16日以上(日・祝除く)の就労をし、就労証明書の提出が必要となります。
11	認定事由	幼稚園の預かり保育事業を利用し無償化の対象となるには、認可保育所等への入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となりますか。	幼稚園の預かり保育事業が無償化の対象となるためには、認可保育所等への入所申込みを行い2号認定を取得するほか、新2・3号の認定申請を行い新2号又は新3号認定を取得する場合、無償化の対象となります。
12	認定事由	認可外保育施設等を利用し無償化の対象となるには、認可保育所等への入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となりますか。	認可保育所等への入所申込みを行い2・3号認定を取得するほか、認可保育所等への入所申込みを行わず、新2・3号の認定申請を行い新2号又は新3号認定を取得する場合、無償化の対象となります。 なお、新2・3号認定のみを申請する場合は、認可保育所等の利用申込みを行わなかった理由を添付する必要があります。
13	認定の変更・取り消し	2・3号認定においては、認定区分に変更が生じる場合に保護者が認定変更の申請を行うほか、市が職権により認定変更をすることとされていますが、新2・3号認定においても同様ですか。 また、新3号認定において、市民税世帯非課税の要件に該当しなくなった場合等のほか、保育の必要性の認定事由に該当しなくなった場合は、どのような手続きが必要ですか。	新2・3号認定子どもについても、認定区分や認定期間の変更等については、保護者から認定変更の申請が必要となります。(市が必要と認める場合には、職権により認定変更を行うことがあります。) また、取消事由に該当する場合や新3号における市民税非課税世帯の要件に該当しなくなった場合は、市が認定を取り消しますが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、保護者からの申し出等により認定を取り消すこととなります。

No.	事項	問	答
14	職権による認定変更	新3号認定を受けている者が、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後も引き続き施設等利用給付を受ける場合、保護者から新2号に係る申請が必要となりますか。それとも、市の職権により新2号認定へ切り替えとなりますか。	新3号認定子どもの認定区分を新2号に変更する場合は、市の職権で認定変更を行うため、保護者からの申請は不要です。
15	現況確認	2・3号認定の場合、保育の必要性の理由については、毎年、届出の提出が必要となりますが、新2・3号認定の場合も同様ですか。	新2・3号認定の場合も、引き続き保育の必要性が継続しているかどうかを確認するため、毎年、届出の提出が必要となります。
16	育児休業中の継続認定	2・3号認定においては、認定保護者が育児休業を取得した場合に保育の必要性はないものの保育の継続性の観点から認定が継続されています。新2・3号認定においても同様の考え方ですか。	新2・3号認定においても、当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定子ども・子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定子ども・子育て支援施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合については、2・3認定と同様に継続して認定をします。
17	幼稚園の預かり保育に係る認定手続き	幼稚園の預かり保育事業を利用している場合、新2・3号認定の手続きはどのように行うのですか。	新2・3号認定用の申請書(施設等利用給付認定申請書(兼児童台帳))に必要書類を添付して、在籍園経由で市に申請してください。なお、保育の必要性に関してのお問合せは、こども入所支援担当(06-6489-6369)までお願いします。
18	市民税世帯非課税の取扱い	新3号認定子どもは市民税非課税世帯であることが要件のひとつとなっていますが、認定後の税更正により市民税非課税世帯ではなくなった場合、認定期間内であれば無償化の対象となりますか。また、反対に、税更正により新3号認定子どもの対象となる場合、新3号認定の申請手続きは必要ですか。	税更正により市民税非課税世帯ではなくなった場合、新3号認定の要件が消滅するため、税更正が分かった翌月から認定を取り消します。反対に、税更正により新3号認定の対象となる場合は、みなし認定の対象者の場合も含め、保護者から居住する市町村に認定申請を行う必要があります。なお、認定の効力は認定開始日からとなるため、遡及は行いません。

No.	事項	問	答
19	認定開始日の遡及について	新2・3号認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及することはできますか。	現行の2・3号認定と同様に、新2・3号認定についても、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定申請を基本としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 反対に、何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は、遡及して取り消す場合があります。
20	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか。	保育の必要性の認定が必要です。なお、特定教育・保育施設(保育所や認定こども園)または特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、新2号または新3号認定を受けることで認可外保育施設等と併せて無償化の対象となります。
21	延長保育	保育所等で延長保育を利用した際、その利用料は無償化の対象となりますか。	特定教育・保育施設(保育所や認定こども園)または特定地域型保育を利用している場合は、保育標準時間認定、保育短時間認定のどちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象となりません。
22	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も無償化の対象となりますか。	保育の必要性の認定があり、認可保育所等に入所できていない場合の代替措置として認可外保育施設を利用した場合は、居住している市町村とは異なる市町村の施設の利用についても、無償化の対象となります。
23	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の新制度未移行の幼稚園を利用した場合も無償化の対象となりますか。	月額2.57万円を上限として利用料が無償化の対象となります。また、保育の必要性の認定がある場合には、預かり保育事業についても月額1.13万円を上限に無償化の対象となります。

No.	事項	問	答
24	保育の必要性の認定対象外者の取扱い	保育の必要性の認定の対象とならない場合(例:専業主婦家庭等)、どのような施設の利用が無償化の対象となりますか。	3歳から5歳までの子どもについて、幼稚園や認定こども園(4時間相当分)は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育は無償化の対象とはなりません。このほか、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)も無償化の対象となります。